

奈良市文化芸術活動臨時支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大により、中止又は縮小を余儀なくされた文化芸術活動の再開及び継続のため、感染症対策を講じた文化芸術イベントの開催及びその動画配信等、「新しい生活様式」下における文化プログラムの実施に係る経費について、予算の範囲内で奈良市文化芸術活動臨時支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の表の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表右欄に掲げる対象者条件のいずれにも該当する文化芸術活動を実施する者とする。

補助対象者	対象者条件	
事業者	(1) 主として本市で事業活動を行う法人又は個人であること。 (2) 法人の場合は、規約、定款等を有し、代表者及び役員の手定めがあること。 (3) 不特定多数の人を対象に公開し、対価を得る文化芸術活動の実績が1年以上あること。	(1) 国又は地方公共団体が資本金等を出資している団体ではないこと。 (2) 次に掲げるものに該当しない者であること。 ア 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する者（団体の場合にあってはその構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、当該団体を暴力団等に該当する団体とみなす。） イ 市税を滞納している者 ウ その他市長が不適当と認める者
文化芸術団体	(1) 本市に主たる文化芸術活動の場を有する団体であること。 (2) 規約、定款等を有し、代表者及び役員の手定めのあること。 (3) 設立から1年以上経過していること。 (4) 不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の実績を有すること。	

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内で実施される不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の事業で、主となる出演者、出展者等が文化芸術活動により収入を得ていること。
- (2) 「新しい生活様式」下における文化芸術活動の再開及び継続のための創意工夫が見られ、かつ、感染症の拡大防止対策が効果的に行われるものであること。
- (3) 補助金の趣旨及び目的に沿うものであり、かつ、明確な会計経理を行うことができると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (3) 特定の団体、会員その他限られた範囲の市民を対象とする発表会、展示会又は講座等の事業
- (4) この要項に基づく補助金以外に市から補助金等（奈良市心のふるさと応援基金条例（平成20年奈良市条例第29号）第1条の規定に基づき設置されている奈良市心のふるさと応援基金を財源とするものを除く。）が交付され、又は事業を実施する市の施設の使用料等が減免されている事業
- (5) その他第1条の趣旨に照らし市長が不相当と認める事業

3 補助対象事業は、1の補助対象者につき1事業とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。

2 前項の規定にかかわらず、備品購入費、施設整備費、賞品購入費、賞金、食糧費、航空運賃、列車運賃又は船舶運賃の特別料金及び印紙代（以下「補助対象外経費」という。）並びに事務局維持経費、補助金の申請に係る経費等事業に直接要しないものその他公金の支出が適当でないと市長が認めるもの（以下「事業外経費」という。）は補助金の交付の対象としない。

（補助額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から、補助対象事業で得た収入（市長が別に定めるものを除く。）の額から補助対象外経費（事業外経費を除く。）を控除した額（その額が零を下回るときは、零）及び他の法令等により、国又は地方公共団体等から補助金等を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、200万円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市文化芸術活動臨時支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に対してその指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 申請者が、事業者（法人、個人）の場合

- ア 補助対象事業に係る事業計画書（別記第2号様式）
- イ 補助対象事業に係る収支予算書（別記第3号様式）
- ウ 活動実態調書（別記第4号様式）
- エ 補助対象事業の実施体制（別記第5号様式）
- オ 誓約書（別記第6号様式）
- カ 法人の場合は、登記事項証明書の写し又は法人の実態がわかるもの
- キ 個人の場合は、確定申告書控えの写し
- ク その他市長が必要と認める資料

(2) 申請する者が、文化芸術団体の場合

- ア 補助対象事業に係る事業計画書
- イ 補助対象事業に係る収支予算書
- ウ 活動実態調書
- エ 補助対象事業の実施体制

- オ 誓約書
- カ 団体の規約又は定款等の写し
- キ 団体役員等の名簿
- ク その他市長が必要と認める資料

(審査等)

第7条 市長は、別に定める基準に基づき申請書を審査し、補助金を交付する事業（以下「交付事業」という。）及び交付の補助金の額（以下「交付額」という。）を決定するものとする。この場合において、有識者等の意見を参考にするものとする。

(実績報告)

第8条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定を受けた交付事業が完了したときは、当該事業の完了の日から1月以内に実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績内訳（別記第8号様式）
- (2) 収支決算書（別記第9号様式）
- (3) 経費の明細書（別記第10号様式）
- (4) 領収書等の収入及び支出が記載された書類
- (5) その他市長が必要と認める資料

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和2年10月6日から施行する。
(この要項の失効)
- 2 この要項は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要項の失効前に第8条の規定により決定を受けている者に対する補助金の交付については、この要項は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。